【表紙】

 【提出書類】
 半期報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成19年1月31日

【中間会計期間】 第16期中(自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)

【会社名】 株式会社エーティーエルシステムズ

【英訳名】 ATL SYSTEMS INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役 内藤 治生

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市相生一丁目4番23号

【電話番号】 055 (220) 6456

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 小野純一

【最寄りの連絡場所】 山梨県甲府市相生一丁目4番23号

【電話番号】 055 (220) 6456

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 小野純一

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	自平成16年 5月 1日 至平成16年 10月31日	自平成17年 5月 1日 至平成17年 10月31日	自平成18年 5月 1日 至平成18年 10月31日	自平成16年 5月 1日 至平成17年 4月30日	自平成17年 5月 1日 至平成18年 4月30日
売上高(千円)	270,351	318,997	328,095	722,184	1,002,688
経常利益又は経常損失() (千円)	66,448	7,039	105,427	51,046	106,652
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失()(千円)	68,600	7,084	104,460	53,488	105,317
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	448,245	523,285	526,856	523,285	526,856
発行済株式総数(株)	7,700	8,638	8,674	8,638	8,674
純資産額(千円)	194,688	352,796	368,833	359,881	472,341
総資産額(千円)	471,227	606,898	1,579,188	747,218	1,549,187
1株当たり純資産額(円)	25,284.19	40,842.35	42,521.69	41,662.55	54,454.81
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失 ()(円)	8,909.21	820.19	12,042.99	6,933.01	12,183.92
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益(円)	-	-		1	10,007.49
1 株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	41.3	58.1	23.4	48.2	30.5
営業活動によるキャッシュ・フロ ー (千円)	15,180	18,815	160,348	61,912	52,818
投資活動によるキャッシュ・フロ ー (千円)	18,914	35,809	11,376	31,960	734,496
財務活動によるキャッシュ・フロ ー(千円)	24,810	101,538	179,692	287,735	655,423
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高(千円)	113,497	167,751	290,749	286,283	260,028
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	51 (4)	57 (4)	63 (2)	53 (5)	62 (1)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高に消費税等は含まれておりません。
 - 3.潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第14期中、第15期中、第16期中及び第14期は、1 株当たり中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の 異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)を適用しております。この結果、以下の組合が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割 合(%)	関係内容
(関連会社) JA日本リバイバル戦略ファンド1号投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市中区	506,305	投資事業	21.7	当社は投資事業有 限責任組合の投資 先のソフトウェア 開発を行っていま す。

(注)「議決権の所有割合」欄は、当該投資事業組合に対する出資割合を記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年10月31日現在

従業員数(人)	63 (2)
---------	--------

(注)従業員数は、就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工含む)は、当中間会計期間の平均人員を())外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当期は、当社のユーザである大手民間企業、自治体の案件単体の規模が大きなプロジェクトが増加しております。一つのプロジェクトが大規模で長期間なため、売上の計上が下期に集中しております。その結果、売上は328,095千円で前年同期にくらべ2.9%増加いたしました。一方、利益に関しましては、人員増に伴う、販売管理費等の増加により響き、営業損失が96,394千円、経常損失が105,427千円、中間純損失が104,460千円となりました。受注高は1,030,807千円と前期比125.0%の増加、受注残高は789,822千円と前期比237.4%増となりました。

ブロードバンドのインフラを充分活用するために、インターネットをシステム基盤とした非同期システムが中心になります。これを前提とした大量なネットワークアクセスによるハイトランザクションシステムや複雑な業務処理システムプロジェクトを遂行するために、プログラムの自動生成機能を有する開発フレームワークを大幅に進化させ高品質なシステム開発を安定的に展開することが可能になりました。これにより開発初期の品質はもとより運用後も含めて長期的にプログラムの品質維持することも可能になり、生産性も大きく飛躍いたしました。

一方でシステム構築のもう一つの要であるプロジェクトマネージャ、設計部門の強化が急務と考え引き続き体制強化に努めております。当社は上流設計から保守運用まで一貫したソリューションの提供が可能になると考えております。このことにより、請負業から脱出し、さらなる高付加価値企業への道が開けると考えております。また、XML をコア技術にしたContents Management System(CMS)の構築に関しましては、未成熟な市場であり、技術トレンドも変化が激しく、更なる競争に踏み出しております。この分野は、新規な市場であるため持ち込まれる案件も要望が多く、技術的にも不確定要素が多く新たな技術・ノウハウを持った人材の補強は急務になっております。アプリケーション開発は、納期短縮と利益の確保は可能になりました。しかしながら技術革新が激しい分野であり、利益の確保とエンジニアの養成を視野に入れながら、案件を受注せざるを得ないと考えております。

ネットワークの設計、保守業務に関しましては、今後多くの組織(民間企業、自治体)が現状のネットワークの リプレースを行う必要があることが予想されます。数千人規模の組織のネットワークをリプレース可能なノウハウ が獲得できれば、全国展開も可能と考えております。

自治体業務システムのダウンサイジングコンサルティング業務に関しましては、自治体のシステムは技術革新が顕著になり、インターネットがシステム設計の前提となったため、価格に見合った性能のシステムを調達することが大変難しくなりました。現場を理解し、専門知識をもって、ユーザー側の立場で、メーカーやSI業者と交渉してほしいというニーズは急拡大しています。しかし、適合する人材は極めて少なく、大手以下、一般的コンサルティングファームであっても、実際の調達まで含めた現場のコンサルティングを行う人材がほとんどいない状況です。今後は、これまで以上に現場と技術双方に精通した人材の養成と増強が急務であると考えます。

また、前期より顧客価値創造事業(Customer Value Creation: CVC、以下CVC事業)へのイノベーション(事業変革)を進めてまいりました。これは従来型のSI事業とは一線を画し、当社が創業以来培ってきた技術と知識・方法論を駆使し、顧客視点で顧客とリスクを共有し顧客の企業戦略をITにより具現化し共に事業を創造していく事業であります。投資家の立場から責任あるシステム検証を行い、経営におけるパラダイムシフトを大胆に引き起こしつつ、新たなビジネス手法に適合するシステム再構築を通じ、発展・再生を支援いたします。これまで追求してきた一貫した責任体制と品質管理によるシステム再構築を行うため、出資することにより自らもリスクを負担し業績改善目標を共有することで、企業発展・再生の新たな展開を次々と実現できればと考えています。

この投資スキームは、実際のシステム開発による収益確保、将来的な企業の再生、上場等により、投資に対する リターンの享受を意図するものです。これまで培ってきたIT技術、システム構築力をキャッシュフローに変えてい く取り組みでもあります。今後も引き続き他の再生案件や事業変革・ビジネスインキュベーション分野にも投資を 行う予定であり、企業のビジネススキームとシステム構築を密接に結びつけたソリューションビジネスに積極的・ 専管的に取り組んで行きます。

当中間期においては、売上高は328,095千円と前期比2.9%増となりました。経常損益つきましては、売上原価及び 販管費の増加により105,427千円の損失(前年同期は7,039千円の損失)、中間純損益については、104,460千円の損 失(前年同期は7,084千円の損失)となりました。 事業部門別の業績は次のとおりであります。

(ITソリューション事業部)

ITソリューション事業部においては、これまで事業の中心に据えてきた「ATL Applications Suite」(A2Suite、エースクエア・スイート)について、SOA(サービス志向アーキテクチャ)など最新の技術動向を踏まえて再定義してまいりました。そのような取り組みのなで、主に開発プロセスのリエンジニアリングに注力し、大規模システムの開発基盤であるA2Jigframeworkを大幅に改良しソフトウェアの品質管理を中心に弊社従前のプロセスから格段の生産性向上が実現しました。また、A2Suiteを中心とした弊社のエンジニアリング基盤をベースとして顧客視点でビジネスを創造するCVC事業(顧客価値創造事業)も本格化し、株式会社ネコ・パブリッシング、株式会社マインマート等、企業のIT戦略を具現化し実際に活用できるソフトウェア構築を手がけることにより、ゆるやかに成果を挙げ始めました。今後も従来型のコンサルティングファームやシステムインテグレーターとも異なる新たなビジネスソリューションサービスにより市場を創造し事業拡大を図っております。

上記の結果、当中間期売上高は212,341千円(前年同期比0.8%増)、当中間期末受注残高は、690,488千円(前年同期比1,127.5%増)となっております。

(ソリューションサービス事業部)

当期のソリューションサービス事業部は、引き続き国や地方自治体が進めている電子自治体政策に係わる事業を中心としております。地方自治体及び民間企業等に対して、企画提案型の営業をコンセプトとしたシステムダウンサイジング計画策定、公文書管理などのコンサルティング業務、ネットワークシステム等のコンサル設計業務、Web システムソリューションの提供、サポート業務等、ワンストップサービスを目指した営業活動を中心としております。さらに、当社で開発したコンテンツ管理システムにおいては山梨県内での導入実績に基づき京都府庁、山梨県観光総合サイトを構築が完了し、全国の自治体に拡販すべく営業活動も行っております。

上記の結果、当中間期売上高は115,753千円(前年同期比6.8%増)、当中間期末受注残高は、99,334千円(前年同期比44.1%減)となっております。

(2)キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、売上債権等の増加、仕入債務等の減少及び税引前中間純損失104,168千円(前年同期は6,794千円の損失)の計上等ありましたが、長短借入金の増加等があったことから、前期末に比べ30,720千円増加(前年同期は118,531千円の減少)し、当中間会計期間末には290,749千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間期において、営業活動により使用した資金は160,348千円(前年同期は18,815千円の増加)となりました。これは主に、売上債権等の増加、仕入債務の減少等、税引前中間純損失の計上による資金の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間期において、投資活動の結果得られた資金は11,376千円(前年同期は35,809千円の減少)となりました。 これは主に、役員に対する短期貸付金の回収等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間期において、財務活動の結果得られた資金は179,692千円(前年同期は101,538千円の減少)となりました。 これは主に、短期借入金の純増によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門等の名称	金額 (千円)	前年同期比(%)
ITソリューション事業部	147,789	17.1
ソリューションサービス事業部	4,313	34.6
合計	152,102	17.7

(注)金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2)仕入実績

当中間会計期間の仕入実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門等の名称	金額 (千円)	前年同期比(%)
ITソリューション事業部	5,400	0.2
ソリューションサービス事業部	7,696	11.1
合計	13,097	6.9

(注)金額は仕入価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当中間会計期間の受注状況を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門等の名称	受注高 (千円)	前年同期比(%)	受注残高 (千円)	前年同期比(%)
ITソリューション事業部	836,595	245.5	690,488	1,127.5
ソリューションサービス事業部	194,211	10.1	99,334	44.1
合計	1,030,807	125.0	789,822	237.4

(注)金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門等の名称	金額 (千円)	前年同期比(%)
ITソリューション事業部	212,341	0.8
ソリューションサービス事業部	115,753	6.8
合計	328,095	2.9

- (注)1.金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。
 - 2.最近2中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)		当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	
	金額(千円) 割合(%)		金額(千円)	割合(%)
株式会社ネコ・パブリッシング	-	-	55,000	16.8
株式会社マインマート	-	-	50,620	15.4
南アルプス市	35,104	11.0	33,204	10.1
日本ヒューレット・パッカード株式 会社	42,088	13.2	-	-

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当社は、広く普及したインターネットへのニーズとより高速なネットワークの普及に対するニーズが、今まで以上に多分野に渡り高まるものと認識しており、今後もインターネットの要素技術であるWeb技術やネットワーク技術を積極的に用いた、業務システムへのニーズに引き続き応えていく方針であります。このため新しい関連ソフトウェア開発技術、アルゴリズムやインターネット関連技術など関連分野での研究開発に取り組んでおります。

このような状況下で、当社ではインターネット技術部及びITソリューション事業部技術部により、調査、研究、 検証及び評価を行っているほか、ITソリューション事業部技術部において、自社APサーバ製品・フレームワーク 製品及び開発ツール・検証ツールの研究・開発を継続的に行い、これらを実際のシステム開発案件の現場にて適用す ることにより品質の向上や生産性の向上に関する実証をしております。

当中間会計期間における研究成果は、「Windows/Linux環境下でのSOAP/WSDL(1)によるウェブサービス提供環境の扱い」、「IPv6(2)下のファイアウォールに関する研究および、IPv4との混成した環境下でのアプリケーションの扱い」、「PPTPおよびPPOEとその基礎技術となるPP等のパフォーマンス向上」、「DHCPとファイアウォールの連動によるアクセス制御」等であります。また、当中間会計期間の研究開発費は、6.829千円であります。

研究開発の主な項目を列挙いたします。

- ・オブジェクト指向によるソフトウェア設計、生産性の向上を主たる目的とし、それぞれのプログラミング言語の適 正分野に関する調査
- ・SOAP/WSDL(1)によるウェブサービスとそのセキュリティ
- ・情報セキュリティ管理BS7799(3)関連についての調査
- ・認証統合とその認証連動に関する研究
- ・802.1×EAP(4)とLDAP(5)システム連動に関する調査

用語説明

1 SOAP (Simple Object Access Protocol)

WSDL (Web Services Description Language)

SOAPはネットワーク経由でオブジェクト間の通信を行う軽量のプロトコル。WSDLは、Web Serviceが提供する機能を記述するための、XMLベースの言語仕様の1つ。MICROSOFT社の.NETなどの基盤技術のとして用いられている。

2 I P v 6

次世代のインターネットプロトコルとして、現在のインターネットプロトコル(IPv4)における諸問題(IPアドレスの枯渇など)を解決するとともに、新たな利用形態に対する要望に応えるため、IETF(The Internet Engineering Task Force;インターネットの標準規格設定団体)で標準化されたプロトコル。

3 BS7799

ISO/IEC15408と並んで現在最もポピュラーなセキュリティの規格で、BSI(英国規格協会)の企業・団体向けの情報システムセキュリティ管理のガイドラインのことを指す。特にセキュリティの運用管理に重点が置かれている点が特徴。実施基準・情報セキュリティ管理システム仕様。

4 8 0 2 . 1 x (\mathcal{N} \mathcal{T} \mathcal{T}

802.1×は、米国電気電子技術者協会(IEEE)で定義された、認証及び権限に関する新しい規格。802.1×EAPは、ホットスポット等ワイヤレスLANサービスなどにおけるユーザの認証技術として用いられつつある。802.1×EAPをサポートしているアクセスポイントは、ワイヤレスクライアントと認証サーバ間のインターフェイスとして機能する。認証サーバとは、アクセスポイントがLAN等を介して通信するRADIUS (6)サーバなどを指す。

5 LDAP(Lightweight Directory Access Protocol)

LDAPは、X.500のサブセット(全体のプロトコル仕様から一部の機能を取出したもの)として開発された、インターネットやイントラネットなどのTCP/IPネットワークにおいて、ディレクトリ データベースにアクセスするためのプロトコル。

ディレクトリサービスとは、ディレクトリの考え方に基づくデータベースを用いて、指定されたことに対応した情報を提供する仕組みで、一般的に、ネットワークを利用するユーザのメールアドレスやユーザ環境に関する情報を管理するサービスが知られており、ユーザ名からこれらの情報を検索・抽出することができます。 X . 500は、汎用性の高いディレクトリ サービス プロトコルですが、その分、実装コスト(ソフトウェアの規模や開発コストなど)も高くなっております。そこで、LDAPが、WWWブラウザやメールソフトなどインターネット上で簡単に利用できるように、簡素化したプロトコルとして開発され、利用されています。

6 RADIUS (Remote Authentication Dial In User Service) 米リヴィングストン社が開発した認証システム。アクセス・サーバーはユーザ名やパスワード等を、Radiusプロトコルを使用してRADIUSサーバーへ送信し、ユーザが認証されれば接続を許可する仕組み。NAS (Network Access Server)がRadiusクライアントとなる。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡大、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	27,972
計	27,972

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成18年10月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年1月31日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	8,674	9,071	ジャスダック証券取 引所	権利内容に何 ら限定のない 当社における 標準となる株 式
計	8,674	9,071	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、平成19年1月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の行使を含む。)により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。 平成13年7月20日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	102	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	298,993	同左
新株予約権の行使期間	平成15年 8月 1日から 平成20年 7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 298,993 資本組入額149,497	同左
新株予約権の行使の条件	権利の行使時においても 当社取締役または従業員で あることを要する。 その他の権利行使条件 は、平成13年7月20日開催 の定時株主総会決議及びそ の後の取締役会決議に基づ き、当社と対象取締役及び 従業員との間で締結する新 株引受権付与契約に定める ところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその 他の処分をすることができ ない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

旧商法第280条 J 20及び第280条 J 21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。 平成14年7月20日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数(個)	152	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	205,483	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 8月 1日から 平成21年 7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 205,483 資本組入額102,742	同左
新株予約権の行使の条件	権利の行使時においても 当社取締役または従業員で あることを要する。 その他の権利行使条件 は、平成14年7月20日開催 の定時株主総会決議及びそ の後の取締役会決議に基づ き、当社と対象取締役及び 従業員との間で締結する新 株予約権付与契約に定める ところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその 他の処分をすることができ ない。 本新株予約権を譲渡する には、当社取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

平成15年7月19日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数(個)	218	217
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	218	217
新株予約権の行使時の払込金額(円)	195,668	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 8月 1日から 平成22年 7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195,668 資本組入額 97,834	同左
新株予約権の行使の条件	権利の行使時においても 当社取締役または従業員で あることを要する。 その他の権利行使条件 は、平成15年7月19日開催 の定時株主総会決議及びそ の後の取締役会決議に基づ き、当社と対象取締役及び 従業員との間で締結する新 株予約権付与契約に定める ところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその他の処分をすることができない。 本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

平成16年7月17日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数(個)	239	237
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239	237
新株予約権の行使時の払込金額(円)	256,885	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 8月 1日から 平成23年 7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 256,885 資本組入額 128,443	同左
新株予約権の行使の条件	権利の行使時においても 当社取締役または従業員で あることを要する。 その他の権利行使条件 は、平成16年7月17日開催 の定時株主総会決議に基び の後の取締役会決議に基び き、当社と対象取締結する 従業員との間で締結する 株予約権付与契約に定める ところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその 他の処分をすることができ ない。 本新株予約権を譲渡する には、当社取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。 平成17年12月9日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数(個)	16	14
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	本社債の発行価額と同額	同左
新株予約権の行使期間	平成17年12月27日から 平成19年12月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使 はできない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権の うち一方のみを譲渡するこ とはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
新株予約権付社債の残高(千円)	800,000	700,000

- (注) 1 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
- (注) 2 転換価額は、当初505,000円とする。

転換価額の修正

- (イ)本新株予約権付社債の発行後、転換価額は、毎偶数月第4金曜日(但し、平成18年6月23日を初日とする。)(以下「修正日」という。)まで(同日を含む。)の5連続取引日(但し、終値のない日を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(当社普通株式が他の証券取引所に上場された場合には、当社普通株式の普通取引の出来高及び値付率等を考慮して当社が最も適切と判断する証券取引所とする。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位を切り上げる。)(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌取引日以降、当該修正日価額に修正される。上記5連続取引日の間に下記に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該5連続取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、上記(イ)の規定に基づく修正後の転換価額が252,500円(以下「下限転換価額」という。但し、下記による調整を受ける。)を下回る場合には修正後の転換価額は下限転換価額とし、かかる修正後の転換価額が757,500円(以下「上限転換価額」という。但し、下記による調整を受ける。)を上回る場合には修正後の転換価額は上限転換価額とする。
- (八)上記(イ)及び(口)の規定にかかわらず、上記(イ)及び(口)の規定に基づく修正後の転換価額で当該修正日における未償還の本社債の発行総額(以下「未償還発行総額」という。)を除した数が、当該修正日における当社普通株式の授権株式数から発行済普通株式数を差し引いた数(以下「発行可能株式数」という。)を上回る場合は、修正後の転換価額は未償還発行総額を発行可能株式数で除した金額(円位未満小数第2位を切り上げる。)とする。
- (二)上記修正が行われる場合には、当社は、当該修正日に当該本社債権者に対し、修正後の転換価額を通知する。

転換価額の調整

(イ)当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

調整後転
換価額調整前転
換価額x新発行・処分株式数
・処分株式数
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・

- (ロ)転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、 次に定めるところによる。
 - ()下記(二)()に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日以降又はかかる発行のための株主割当日がある場合はその日の 翌日以降これを適用する。 ()株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の 資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出 方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については当社は、行使請 求の効力発生後速やかに株券を交付する。但し、機構に預託された本新株予約権付社債券に係 る本新株予約権について行使請求がなされた場合、行使請求により発行・移転される株式は発 行・移転の時に機構に預託されたものとみなされ、株券の交付は要しない。

> (調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間 内に発行・移転された株式数

調整後転換価額

この場合、1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

()下記(二)()に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しく は転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約 権付社債を発行又は付与する場合

調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全部が当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (八)転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合には、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、 転換価額調整式を適用する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (二)()転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ()転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ()転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ホ)上記(ロ)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - ()株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた 吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ()転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の 算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (へ)上記(口)の規定にかかわらず、上記(口)に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が上記 に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、上記(口)に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、上限転換価額及び下限転換価額については、かかる調整を行うものとする。
- (ト)上記 により転換価額の調整を行うときには、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記(ロ)()但書に定める株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記(へ)の規定が適用される場合には、かかる通知は上限転換価額及び下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。

資本組入額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年5月1日						
~		0 674		E06 056		334,726
平成18年10月31日	-	8,674	-	526,856	-	334,720
(注)						

⁽注) 平成18年11月1日から平成18年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が397株、資本金及 び資本準備金がそれぞれ50,092千円増加しております。

(4)【大株主の状況】

平成18年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
内藤 治生	山梨県甲府市	879	10.13
沖縄証券株式会社	沖縄県那覇市久米二丁目4番16号	860	9.91
琉球ホールディングズ 株式会社	沖縄県名護市豊原224番3号	750	8.64
株式会社プロネクサス	東京都港区虎ノ門一丁目25番7号	360	4.15
新海 治夫	山梨県甲府市	175	2.01
古井 章公	埼玉県川越市	125	1.44
佐々木 健雄	東京都多摩市	112	1.29
古守 泰典	山梨県甲府市	108	1.24
日本アジアホールディングズ 株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	105	1.21
有限会社プラサムジャパン	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山JTトラストタワー16階	85	0.97
計	-	3,559	41.03

- (注)1.株式会社プロネクサスは、平成18年10月に亜細亜証券印刷株式会社から社名変更したものであります。
 - 2. 上記のほか、証券保管振替機構名義の株式が407株あります。

(5)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成18年10月31日現在

	1	T	1
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,674	8,674	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
端株	-	-	-
発行済株式総数	8,674	-	-
総株主の議決権	-	8,674	-

⁽注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式407株(議決権の数407個)含まれております。

【自己株式等】

平成18年10月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年5月	6月	7月	8月	9月	10月	
最高(千円)	434	359	319	325	320	292	
最低(千円)	290	280	252	279	265	250	

(注)最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1.中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。 以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年5月1日から平成17年10月31日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年5月1日から平成18年10月31日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成17年5月1日から平成17年10月31日まで)及び当中間会計期間(平成18年5月1日から平成18年10月31日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

3.中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		前中 (平成	間会計期間末 ;17年10月31日	₹ })	当中 (平成	間会計期間末 ;18年10月31日	₹		要の要約貸借 は18年4月30日	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)										
流動資産										
1 現金及び預金		172,553			295,351			263,430		
2 売掛金		60,396			229,341			279,225		
3 商品		520			5,315			-		
4 仕掛品		141,684			125,428			79,443		
5 貯蔵品		714			712			700		
6 立替金		726			1,162			-		
7 役員に対する短期 貸付金		50,000			40,000			60,000		
8 前渡金		5,250			-			101		
9 前払費用		8,486			11,919			11,267		
1 0 仮払金		4,831			32,009			23,093		
1 1 仮払消費税等	1	9,114			12,263			-		
12 その他		42			3,079			1,486		
貸倒引当金		1,118			4,940			6,025		
流動資産合計			453,200	74.7		751,644	47.6		712,723	46.0
固定資産										
1 有形固定資産										
(1)建物		12,984			16,096			16,096		
減価償却累計額		1,611	11,373		3,502	12,594		2,302	13,794	
(2)車両及び運搬具		5,247			1,150			5,247		
減価償却累計額		1,571	3,675		1,092	57		2,391	2,855	
(3)器具備品		74,276			104,347			98,637		
減価償却累計額		50,216	24,060		63,822	40,524		56,445	42,192	
計			39,109	6.4		53,177	3.4		58,841	3.9
2 無形固定資産										
(1)商標権		264			194			229		
(2)ソフトウェア		4,981			9,036			6,077		
(3)その他		435			435			435		
計			5,682	0.9		9,666	0.6		6,742	0.4
3 投資その他の資産										
(1)投資有価証券		10,000			676,095			623,263		
(2)出資金		57,925			50			57,250		
(3)長期差入保証金		35,355			82,743			82,743		
(4)長期債権		8,000			8,000			8,000		
貸倒引当金		4,000			4,000			4,000		
計			107,280	17.7		762,888	48.3		767,257	49.5
固定資産合計			152,072	25.1		825,732	52.3		832,841	53.8

		前中 (平成	間会計期間末 17年10月31日	₹ })		·間会計期間末 18年10月31日			度の要約貸借 対18年4月30日	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
繰延資産										
1 新株発行費		1,625			421			842		
2 社債発行費		-			1,390			2,780		
繰延資産合計			1,625	0.3		1,811	0.1		3,622	0.2
資産合計			606,898	100.0		1,579,188	100.0		1,549,187	100.0
(負債の部)										
流動負債										
1 買掛金		35,072			39,258			68,151		
2 短期借入金		60,000			230,000			30,000		
3 1年以内返済予定 の長期借入金		34,928			30,688			34,578		
4 未払金		3,785			6,475			24,137		
5 未払費用		27,464			34,947			31,666		
6 未払法人税等		1,846			1,742			3,068		
7 預り金		32			62			1,210		
8 前受金		778			1,121			2,809		
9 賞与引当金		17,918			23,295			20,583		
10 仮受消費税等	1	15,998			16,526			-		
1 1 未払消費税等		-			-			18,631		
流動負債合計			197,824	32.6		384,118	24.3		234,838	15.2
固定負債										
1 社債		-			800,000			800,000		
2 長期借入金		56,278			25,590			42,008	ī	
3 繰延税金負債		-			647			-		
固定負債合計			56,278	9.3		826,237	52.3		842,008	54.4
負債合計			254,102	41.9		1,210,355	76.6		1,076,846	69.5
(資本の部)										
資本金			523,285	86.2		-	-		526,856	34.0
資本剰余金									ī	
資本準備金		331,155			-			334,726	1	
資本剰余金合計			331,155	54.6		-	-		334,726	21.6
利益剰余金		501.515						000 01:		
中間(当期)未処理損失		501,643	F0.4 5.4-		-			389,241	000 04:	
利益剰余金合計			501,643	82.7		-	-		389,241	25.1
資本合計			352,796	58.1		-	-		472,341	30.5
負債資本合計			606,898	100.0		-	-		1,549,187	100.0

		前中間会計期間末 (平成17年10月31日)				当中間会計期間末 (平成18年10月31日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年4月30日)		
区分	注記番号	金額 (千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(純資産の部)											
株主資本											
1 資本金			-	-		526,856	33.4		-	-	
2 資本剰余金											
(1)資本準備金		-			334,726			-	-		
資本剰余金合計			-	-		334,726	21.2		-	-	
3 利益剰余金											
(1)その他利益剰 余金											
繰越利益剰余金		-			493,702			-			
利益剰余金合計			-	-		493,702	31.3		-	-	
株主資本合計			-	-		367,880	23.3		-	-	
評価・換算差額等											
1 その他有価証券 評価差額金			-	-		952	0.1		-	-	
評価・換算差額等合計			-	-		952	0.1		-	-	
純資産合計			-	-		368,833	23.4		-	-	
負債純資産合計			-	-		1,579,188	100.0		-	-	

【中間損益計算書】

1. 丁间块皿 1. 异百 /										
		前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)			当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)		
区分	注記 番号	金額	(千円)	百分比 (%)	金額	(千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
売上高			318,997	100.0		328,095	100.0		1,002,688	100.0
売上原価			174,646	54.8		221,990	67.7		567,507	56.6
売上総利益			144,351	45.3		106,105	32.3		435,180	43.4
販売費及び一般管理 費			151,170	47.4		202,500	61.7		321,609	32.1
営業利益又は営業損 失()			6,819	2.1		96,394	29.4		113,571	11.3
営業外収益	1		3,932	1.2		967	0.3		2,900	0.3
営業外費用	2		4,153	1.3		9,999	3.0		10,819	1.1
経常利益又は経常 損失()			7,039	2.2		105,427	32.1		105,652	10.5
特別利益	3		245	0.1		1,259	0.4		245	0.0
税引前中間(当 期)純利益又は税 引前中間(当期) 純損失()			6,794	2.1		104,168	31.7		105,897	10.6
法人税、住民税及 び事業税			290	0.1		292	0.1		580	0.1
中間(当期)純利 益又は中間(当 期)純損失()			7,084	2.2		104,460	31.8		105,317	10.5
前期繰越損失			494,558			-			494,558	
中間(当期)未処 理損失			501,643			-			389,241	
						·				

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自平成18年5月1日 至平成18年10月31日)

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金			その他利益 剰余金	利益剰余金	── 株主資本合
		資本準備金	合計	繰越利益剰 余金	合計	п
平成18年4月30日 残高 (千円)	526,856	334,726	334,726	389,241	389,241	472,341
中間会計期間中の変動額						-
中間純利益				104,460	104,460	104,460
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	-	-	-	104,460	104,460	104,460
平成18年10月31日 残高 (千円)	526,856	334,726	334,726	493,702	493,702	367,880

	評価・換	算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	純資産合計	
平成18年4月30日 残高 (千円)	-	-	472,341	
中間会計期間中の変動額				
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)	952	952	103,508	
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	952	952	103,508	
平成18年10月31日 残高 (千円)	952	952	368,833	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

【中間1ドラクユ	· /-	· 미开自 /		*=*/
		前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
区分	注記番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
営業活動による キャッシュ・フロ ー				
税引前中間(当期)純利益又は 税引前中間(当期)純損失 ())		6,794	104,168	105,897
減価償却費		6,589	10,337	15,232
新株発行費償却		782	421	1,565
社債発行費償却		-	1,390	2,780
貸倒引当金増減額(減少)		1,660	1,085	3,245
賞与引当金増減 額(減少)		3,783	2,712	6,448
有形固定資産売 却益		245	174	245
投資事業組合に 係る損失		-	5,968	-
為替差益		1,395	-	720
受取利息及び受 取配当金		786	702	2,046
支払利息		3,158	2,047	5,754
売上債権の増減 額(増加)		91,238	49,883	127,590
たな卸資産の増 減額(増加)		40,511	51,313	22,263
仕入債務の増減 額(減少)		45,022	28,893	11,943
その他の流動資 産の増減額(増 加)		1,510	13,594	5,203
その他の流動負 債の増減額(減 少)		9,831	32,622	41,161
小計		20,479	159,792	56,601
利息及び配当金 の受取額		1,586	1,292	2,253
利息の支払額		2,669	1,268	5,456
法人税等の支払 額		580	580	580
営業活動によるキ ャッシュ・フロー		18,815	160,348	52,818

		前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
投資活動による キャッシュ・フロ ー				
定期預金の預入 による支出		1,000	1,200	2,000
定期預金の払戻 による収入		-	-	2,400
有形固定資産の 取得による支出		9,305	5,709	36,779
有形固定資産の 売却による収入		976	2,426	976
無形固定資産の 取得による支出		-	4,139	1,961
役員に対する短 期貸付金の貸付 による支出		-	8,000	10,000
役員に対する短 期貸付金の回収 による収入		30,000	28,000	30,000
投資有価証券の 取得による支出		-	-	613,263
出資金による支 出		56,480	-	56,480
保証金の払戻し による収入		-	-	193
保証金の差入に よる支出		-	-	47,580
投資活動によるキ ャッシュ・フロー		35,809	11,376	734,496
財務活動による キャッシュ・フロ ー				
短期借入金によ る収入		90,000	230,000	90,000
短期借入金の返 済による支出		170,000	30,000	200,000
長期借入金の返 済による支出		21,538	20,308	36,158
新株の発行によ る収入		-	-	7,142
社債発行による 収入		-	-	794,439
財務活動によるキ ャッシュ・フロー		101,538	179,692	655,423
現金及び現金同等 物の増減額(減少)		118,531	30,720	26,254
現金及び現金同等 物の期首残高		286,283	260,028	286,283
現金及び現金同等 物の中間期末(期 末)残高		167,751	290,749	260,028

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
1 . 資産の評価基準及 び評価方法	(1)有価証券 その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価 法	(1)有価証券 その他の有価証券 時価のないもの 同 左	(1)有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同 左
	(2)たな卸資産 商品、製品、材料 先入先出法による原価 法	(2)たな卸資産 商品、製品、材料 同 左	(2)たな卸資産 商品、製品、材料 同 左
	仕掛品 個別法による原価法	仕掛品 同 左	仕掛品 同 左
2 . 固定資産の減価償 却の方法	/4)左形田宁次立	(4) 左形田宁次立	/4)左形田宁次立
	(1)有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以 下のとおりであります。 建物 8~18年 車両及び運搬具 2~3年 器具備品 4~15年	(1)有形固定資産 同 左	(1)有形固定資産 同 左
	(2)無形固定資産 商標権 定額法 ソフトウェア(自社利 用) 利用可能期間(5年間)	(2)無形固定資産 商標権 同 左 ソフトウェア(自社利 用) 同 左	(2)無形固定資産 商標権 同 左 ソフトウェア(自社利 用) 同 左
	に基づく均等償却	–	
3 . 繰延資産の処理方 法 	新株発行費 旧商法の規定に基づき3年 間で均等償却を行なってお ります。	(1)新株発行費 同 左	(1)新株発行費 同 左
		(2)社債発行費 旧商法の規定に基づき2年 間で均等償却を行なってお ります。	(2)社債発行費 同 左
4 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 売掛債権の貸倒れによる 損失に備えるため、一般債 権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回 収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しておりま す。	(1)貸倒引当金 同 左	(1)貸倒引当金 同 左
	(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備 えて、賞与支給見込額の当 中間会計期間負担額を計上 しております。	(2)賞与引当金 同 左	(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備 えて、賞与支給見込額の当 事業年度負担額を計上して おります。

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
5.リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 . 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における 資金の範囲	手許現金、随時引き出し 可能な預金及び容易に換金 可能であり、かつ、価値の 変動について僅少なリスク しか負わない取得日から3ヶ 月以内に償還期限の到来す る短期投資からなっており ます。	同左	同左
7.その他中間財務諸表(財務諸表)作成のためのませた。	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、 税抜方式となっておりま	(1)消費税等の会計処理 同 左	(1)消費税等の会計処理 同 左
なる重要な事項	す。	(2)投資事業組合等への出 資金の会計処理 投資事業組合等への出資 金に係る会計処理は、組合 等の事業年度の財務諸表及 び事業年度の中間会計期間 に係る中間財務諸表に基づ いて、組合等の純資産・収 益・費用を当社の出資持分 割合に応じて計上しており ます。	(2)投資事業組合等への出 資金の会計処理 同 左

中间財務箱衣作成のだめの基本で	- 体も主女は手供の交叉	
前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の 減損に係る会計基準の設定に関する 意見書」(企業会計審議会 平成14 年8月9日))及び「固定資産の適用指針」(企 業会計基準の適用指針第6号 平成15 年10月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針」の企業会計基準適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は368,833千円であります。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は368,833千円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損 に係る会計基準の設定に関する意見 書」(企業会計審議会 平成14年8 月9日))及び「固定資産の減損に 係る会計基準の適用指針」(企業会 計基準適用指針第6号 平成15年10 月31日)を適用しております。これ による損益に与える影響はありませ ん。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末	当中間会計期間末	前事業年度末
(平成17年10月31日現在)	(平成18年10月31日現在)	(平成18年4月30日現在)
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、 相殺せず、それぞれ、流動資産に「仮 払消費税等」、流動負債に「仮受消費 税等」として表示しております。	1 同左	1

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
1営業外収益のうち主要なもの	1営業外収益のうち主要なもの	1営業外収益のうち主要なもの
受取利息 785千円	受取利息 700千円	受取利息 1,379千円
受取配当金 1	受取配当金 1	受取配当金 666
為替差益 1,395	雑収入 264	為替差益 720
雑収入 1,750	2営業外費用のうち主要なもの	雑収入 133
2営業外費用のうち主要なもの	支払利息 2,047千円	2営業外費用のうち主要なもの
支払利息 3,158千円	支払保証料 172	支払利息 5,754千円
支払保証料 211	投資事業組 5,968	支払保証料 718
新株発行費 782	合に係る損	新株発行費 1,565
償却	失	償却
3特別利益のうち主要なもの	新株発行費 421	社債発行費 2,780
固定資産売却益 245千円	償却	償却
4減価償却実施額	社債発行費 1,390	3特別利益のうち主要なもの
有形固定資産 5,789千円	償却	固定資産売却益 245千円
無形固定資產 799	3特別利益のうち主要なもの	4減価償却実施額
	固定資産売却益 174千円	有形固定資産 13,531千円
	貸倒引当金戻入 1,085	無形固定資産 1,701
	益	
	4減価償却実施額	
	有形固定資産 9,122千円	
	無形固定資産 1,215	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,674	-	-	8,674
合計	8,674	-	-	8,674
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3.配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
現金及び現金同等物の中間期末残高	現金及び現金同等物の中間期末残高	現金及び現金同等物の期末残高と貸
と中間貸借対照表に掲載されている	と中間貸借対照表に掲載されている	借対照表に掲載されている科目の金
科目の金額との関係	科目の金額との関係	額との関係
(平成17年10月31日現在)(千円)	(平成18年10月31日現在)(千円)	(平成18年4月30日現在)(千円)
現金及び預金勘定 172,553	現金及び預金勘定 295,351	現金及び預金勘定 263,430
預入期間が3ヶ月を 4,801	預入期間が3ヶ月を 4,602	預入期間が3ヶ月を超 3,401
超える定期預金	超える定期預金 4,002	える定期預金 3,401
現金及び現金同等物 167,751	現金及び現金同等物 290,749	現金及び現金同等物 260,028

前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主 側)
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減 損損失累計額相当額及び中間期 末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)		中間期末 残高相当 額 (千円)
器具備品	3,419	1,709	1,709
合計	3,419	1,709	1,709

(2) 未経過リース料中間期末残高 相当額等

> 未経過リース料中間期末残高 相当額

1 年内	1,166千円
1 年超	604千円
合計	1 771千円

(3) 支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相 当額、支払利息相当額及び減損 損失

千円支払リース料 613減価償却費相 569

支払利息相当 50

- (4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- (5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相当 額とし、各期への分配方法につい ては、利息法によっております。 (減損損失について)
- リース資産に配分された減損損失 はありません。

当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主 側)
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減 損損失累計額相当額及び中間期 未残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
器具備品	20,316	5,656	14,660
ソフトウェ ア	3,559	118	3,440
合計	23,876	5,774	18,101

(2) 未経過リース料中間期末残高 相当額等

未経過リース料中間期末残高 相当額

1 年内	6,743千円
1 年超	11,566千円
合計	18,310千円

(3) 支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相 当額、支払利息相当額及び減損 損失

支払リース料3,099減価償却費相
当額2,872支払利息相当339

千円

- (4)減価償却費相当額の算定方法 同左
- (5) 利息相当額の算定方法 同左

(減損損失について) 同左 前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主 側)
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具備品	14,626	2,902	11,724
合計	14,626	2,902	11,724

(2) 未経過リース料期末残高相当 額等

> 未経過リース料期末残高相当 額

1 年内	4,781千円
1 年超	7,039千円
合計	11,821千円

(3) 支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相 当額、支払利息相当額及び減損 損失

千円

支払リース料1,896減価償却費相
当額1,762支払利息相当
額176

- (4)減価償却費相当額の算定方法 同左
- (5) 利息相当額の算定方法 同左

(減損損失について) 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間(平成17年10月31日現在)

- 1.時価のある有価証券 該当事項はありません。
- 2.時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券

非上場株式 10,000千円

当中間会計期間(平成18年10月31日現在)

- 1.時価のある有価証券 該当事項はありません。
- 2.時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券

非上場株式 169,790千円

みなし有価証券

投資事業組合出資金 506,305千円

前事業年度(平成18年 4月30日現在)

1.時価のある有価証券

該当事項はありません。

2. 時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券

非上場株式 110,990千円

みなし有価証券

投資事業組合出資金 512,273千円

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末 (平成17年10月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

当中間会計期間末 (平成18年10月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

前事業年度末 (平成18年 4月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自平成17年5月1日 至平成17年10月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自平成18年5月1日 至平成18年10月31日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自平成17年5月1日 至平成18年4月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
1 株当たり純資産額 40,842円35銭 1 株当たり中間純損 820円19銭 失	1 株当たり純資産額 42,521円69銭 1 株当たり中間純損 12,042円99銭 失	1 株当たり純資産額 54,454円81銭 1 株当たり当期純利 12,183円92銭 益 潜在株式調整後1株 10,007円49銭 当たり当期純利益金 額
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	同左	

⁽注)1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	** ** ** * 1 #n nn	V/ * 1 + 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	公主 张左立
	前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
1株当たり中間(当期)純利益又は中間 (当期)純損失金額			
中間(当期)純利益又は中間(当期) 純損失(千円)	7,084	104,460	105,317
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益又 は中間(当期)純損失(千円)	7,084	104,460	105,317
期中平均株式数(株)	8,638	8,674	8,644
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
普通株式増加数(株)	-	-	1,880
(うち新株予約権付社債)	(-)	(-)	(1,584)
(うち新株予約権)	(-)	(-)	(296)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益の 算定に含めなかった潜在株式の概要	平成13年7月20日 市	平成13年7月20日 新年7月20日 第2日 第2日 第2日 第2日 第2日 第2日 第2日 第2日 第2日 第2	

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)

当社は、平成17年12月9日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月26日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債の名称

株式会社エーティーエルシステムズ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。また、本新株予約権付社債の社債権者を「本社債権者」という。)

2. 社債の発行総額

金8億円(額面総額8億円)

3. 各社債の金額 金5,000万円の1種

なお、各本新株予約権付社債を分割することはできない。

4. 社債券の形式 無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は商法第341条 / 2 第 4 項の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

5. 利率

本社債には利息を付さない。

6. 発行価額

本社債の発行価額は額面100円につき金100円とし、本新株予約権の発行価額は無償とする。

7. 償還価額

額面100円につき金100円

8. 申込期日

平成17年12月26日

9. 払込期日及び発行日

平成17年12月26日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全額を DKR Soundshore Oasis Holding Fund Limited に割当てる。

11.物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

12. 資金の使途

今回の新株予約権付社債発行による手取概算額790,000千円のうち500,000千円は、投資事業有限責任組合"JA日本リバイバル戦略ファンド1号"に投資し、290,000千円は当社事業の成長を促進する目的で、今後の企業買収、企業提携を行う資金に全額を充当する予定であります。なお、今後の企業買収及び企業提携につきましては、具体的になり次第、適時開示していく方針でございます。

13. 財務上の特約

- (1)当社は、未償還の本新株予約権付社債が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(商法第341条 / 2に定める新株予約権付社債のうち、商法第341条 / 3第1項第7号及び第8号により、新株予約権を行使したときに、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、且つ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会決議が行われたものをいう。)に担保附社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。
- (2) 本新株予約権付社債には担附切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

14. 償還の方法及び期限

- (1) 当社は、平成19年12月26日(償還期限)に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。
- (2)当社は、当社が株式交換又は株式移転(以下「株式交換等」という。)により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、その選択により、株式交換等の効力発生日までに、本新株予約権付社債の社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、未償還の本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金103円で繰上償還することができる。
- (3) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4)当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本社債を買い入れ、これを保有し、転売し又は消却することができる。
- 15. 本新株予約権の内容
- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計16個の本新株予約権を発行する。

(2)本新株予約権の発行価額

無償とする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し 又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」とい う。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じ る1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の 100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精 算する。

(4)本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

転換価額は、当初505,000円とする。

転換価額の修正

- (イ)本新株予約権付社債の発行後、転換価額は、毎偶数月第4金曜日(但し、平成18年6月23日を初日とする。) (以下「修正日」という。)まで(同日を含む。)の5連続取引日(但し、終値のない日を除く。)の株式会 社ジャスダック証券取引所(当社普通株式が他の証券取引所に上場された場合には、当社普通株式の普通取引 の出来高及び値付率等を考慮して当社が最も適切と判断する証券取引所とする。)における当社普通株式の普 通取引の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位を切り上げる。)(以下「修正日価額」と いう。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌 取引日以降、当該修正日価額に修正される。上記5連続取引日の間に下記 に基づく調整の原因となる事由が 発生した場合には、当該5連続取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の 終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、上記(イ)の規定に基づく修正後の転換価額が252,500円(以下「下限転換価額」という。但し、下記 による調整を受ける。)を下回る場合には修正後の転換価額は下限転換価額とし、かかる修正後の転換価額が757,500円(以下「上限転換価額」という。但し、下記 による調整を受ける。)を上回る場合には修正後の転換価額は上限転換価額とする。
- (八)上記(イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、上記(イ)及び(ロ)の規定に基づく修正後の転換価額で当該修正日における未償還の本社債の発行総額(以下「未償還発行総額」という。)を除した数が、当該修正日における当社普通株式の授権株式数から発行済普通株式数を差し引いた数(以下「発行可能株式数」という。)を上回る場合は、修正後の転換価額は未償還発行総額を発行可能株式数で除した金額(円位未満小数第2位を切り上げる。)とする。
- (二)上記修正が行われる場合には、当社は、当該修正日に当該本社債権者に対し、修正後の転換価額を通知する。 転換価額の調整
- (イ)当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(口)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

調整後転
換価額調整前転
換価額X新発行・処分株式数
毎価* 1 株当りの発行・処分価額
時価販発行株式数 + 新発行・処分株式数・

- (ロ)転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ()下記(二)()に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。) 調整後の転換価額は、払込期日以降又はかかる発行のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これ
 - ()株式分割により普通株式を発行する場合

を適用する。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については第19項の規定を準用する。

(調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 内に発行・移転された株式数

株式数:

調整後転換価額

この場合、1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

()下記(二)()に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券 又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合

調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全部が当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (八)転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合に は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額調整式を 適用する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額 を使用する。
- (二)()転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ()転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30 取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日 数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入す る。
 - ()転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ホ)上記(口)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - ()株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ()その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とすると
 - ()転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり 使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (へ)上記(口)の規定にかかわらず、上記(口)に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本第(4)号 に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、上記(口)に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、上限転換価額及び下限転換価額については、かかる調整を行うものとする。
- (ト)本第(4)号 により転換価額の調整を行うときには、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記(ロ)()但書に定める株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記(へ)の規定が適用される場合には、かかる通知は上限転換価額及び下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。

(5) 本新株予約権の行使請求期間

平成17年12月27日から平成19年12月19日までとする。但し、 当社が第14項に基づく本社債の繰上償還を行う場合は、償還日の3営業日前の日まで、 当社が本社債の買入消却を行う場合は、当社が本社債を消却したときまで、また 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成19年12月19日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(6)その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(7)本新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(9)代用払込に関する事項

商法第341条 J 3第1項第7号及び第8号により、本社債権者が本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、且つ当該請求に基づく払込があったものとする。

(10) 本新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により発行・移転される当社普通株式の利益配当金又は中間配当金(商法第293条 / 5による金銭の分配)については、行使請求が5月1日から10月31日までの間になされたときは5月1日に、11月1日から翌年4月30日までになされたときは11月1日に、それぞれ当該普通株式の発行・移転があったものとみなしてこれを支払う。

(11) 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて本項第(5)号の行使請求期間中に第23項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。但し、本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)に預託されている場合、かかる行使請求は機構を経由して行うものとする。

行使請求の効力は、行使請求に必要となる書類の全部が第23項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

16. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、且つ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型の新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、平成17年12月9日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

当中間会計期間(自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)

当社は、平成18年11月30日に新株予約権付社債(平成17年12月9日開催の取締役会決議の第三者割当ての方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)に係る、新株予約権の一部について行使を受けました。 当該新株予約権の権利行使の概要は、下記のとおりであります。

- (1) 増加した株式の種類及び数 普通株式396株
- (2) 増加した資本金 49,995千円
- (3) 増加した資本準備金 49,995千円

前事業年度(自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日) 該当事項はありません。 (2)【その他】 該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1.有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第15期)(自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)平成18年7月27日関東財務局長に提出。

2.有価証券報告書の訂正報告書

平成19年1月29日関東財務局長に提出。

平成15年7月25日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

3.有価証券報告書の訂正報告書

平成19年1月29日関東財務局長に提出。

平成16年7月28日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

4. 半期報告書の訂正報告書

平成19年1月29日関東財務局長に提出。

平成17年1月27日提出の半期報告書に係る訂正報告書であります。

5.有価証券報告書の訂正報告書

平成19年1月29日関東財務局長に提出。

平成17年7月27日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

6. 半期報告書の訂正報告書

平成19年1月29日関東財務局長に提出。

平成18年1月27日提出の半期報告書に係る訂正報告書であります。

7. 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年1月29日関東財務局長に提出。

平成18年7月27日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年1月26日

株式会社 エーティーエルシステムズ 取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 氏原 修一 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 星野 正司 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エーティーエルシステムズの平成17年5月1日から平成18年4月30日までの第15期事業年度の中間会計期間(平成17年5月1日から平成17年10月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エーティーエルシステムズの平成17年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成17年5月1日から平成17年10月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成17年12月9日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月26日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年1月31日

株式会社 エーティーエルシステムズ 取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 氏原 修一 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エーティーエルシステムズの平成18年5月1日から平成19年4月30日までの第16期事業年度の中間会計期間(平成18年5月1日から平成18年10月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エーティーエルシステムズの平成18年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年5月1日から平成18年10月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年11月30日付けで新株予約権付社債に係る、新株予 約権の一部について行使を受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。